

<研究ノート>

10億人の飢餓と食料安全保障

—「商品」から「人権」へパラダイム転換できるか—

One Billion Famine Needs A New Paradigm for Food Security

馬橋 憲男

Norio UMAHASHI

はじめに

約10億もの人が慢性的な飢餓にあえいでいる。世界人口の7人に1人に相当し、過去最悪である。この大半は開発途上国の農村地域に住んでいるが、経済格差が進む先進国でも約1600万人が満足な食料を入手できない深刻な状況におかれている。人類は過去にいく度となく飢餓に直面し、その都度、知恵と経験を積み重ねてきたはずだが、その貴重な教訓も役立たないようだ。飢餓人口を半減させる国連ミレニアム開発目標（MDGs）の達成期限が2015年に迫っているが、この分では達成は困難と見られている。

そうしたなか、2009年から「歴史的」とも呼べる動きが出てきた。飢餓・食料問題には多くの国連機関が取り組んできたが、今後、国連食糧農業機関（FAO）が中枢機関として国、他の国連機関、市民社会（CSO）、NGOなど多様なアクターと協力しながら取り組んでいくことになったのである。最大の特徴は、飢餓人口の大半を占める開発途上国の小規模農民（小農）自身が国際レベルの政策策定に直接参加する手法が採用されたことである。国連を研究している筆者としては、「なぜ、いま、しかもFAOが？」という疑問を抱く。食料をはじめ途上国の開発問題では、

従来、世界銀行が揺るぎない主導的地位を享受し、また国連での NGO/CSO の参加は企業の発言力の増大に伴い縮小しているからである。そこで本小論では次の 2 点について考察する。

(1) なぜ、新たな飢餓への取り組みがこの時点で採用されたのか。

飢餓の撲滅は国連の主要な目的のひとつであり、多くの国連機関が取り組んでいる。世界的な食料危機が起きるたびに世界会議を開催して飢餓撲滅宣言や行動計画を採択し、新たな国連機関を創設してきた。1996 年世界食料サミット及び 2000 年国連ミレニアムサミットで飢餓人口を 2015 年までに半減することを宣言した。

新たな取り組みの理由として、筆者は次の点を指摘したい。

- ・ 飢餓人口が 10 億と史上最高を記録し、飢餓を半減させる MDGs の達成が厳しくなり、国及び国連組織全体に危機感が生まれた。
- ・ 各国連機関は全体的な調整もなく断片的な取り組みに終始し、十分な成果を上げられず、実質的に食料安全保障のガバナンスが機能していないことが改めて判明した。
- ・ 世界会議の宣言や行動計画は、法的拘束力のない任意のものであり、実効性に乏しく、むしろ飢餓の根本的原因の特定を回避し、あいまいにする結果となった。
- ・ 飢餓は 1990 年代半ばより増加に転じており、その主な原因が従来言われてきた食料生産不足ではなく、欧米のバイオ燃料の開発と穀物投機、それに構造的には開発途上国の農業の衰退であることが判明した。いずれも先進国の責任が大きい。

(2) なぜ、FAO が飢餓に取り組む中心的機関に指名されたのか。

FAO は飢餓・食料問題にもっとも関連の深い国連機関だが、

予算や組織の規模ではマイナーである。食料問題はきわめて政治的であり、FAOの任務は、米国の意向を反映し、当初より農業分野における専門的な技術指導に限定され、飢餓・食料問題の全般を扱う権限を与えられなかった。主導的役割を担ってきたのは世銀である。世銀は国連機関としては特殊で制度的に先進国、とくに米国の発言力が大きく、それは政策にも反映される。その世銀がFAO主導の新たな食料安全保障ガバナンスに一アクターとして参加することになった。

この理由としては次の点が考えられる。

- ・FAOは飢餓・食料問題で本来目指すべき主導的役割を担う格好の機会と判断し、とくに事務局主導で再生に意欲的である。国連事務局及び他の国連機関も協力的である。
- ・なかでも、FAOは飢餓対策に「食料の権利」を基本的理念とした人権的アプローチを採用し、国連人権機関との協働で取り組んでいる。これにより、従来の市場・自由貿易中心の新自由主義を基本とする世銀との相違を明確にした。
- ・飢餓の当事者である開発途上国の小農のFAOに対する信頼が他の国連機関よりも厚く、両者に早くから協力関係も醸成されていた。
- ・中国など経済成長の著しい新興国が世銀で発言力を増しており、その政策に根本的な変化が生じつつある。

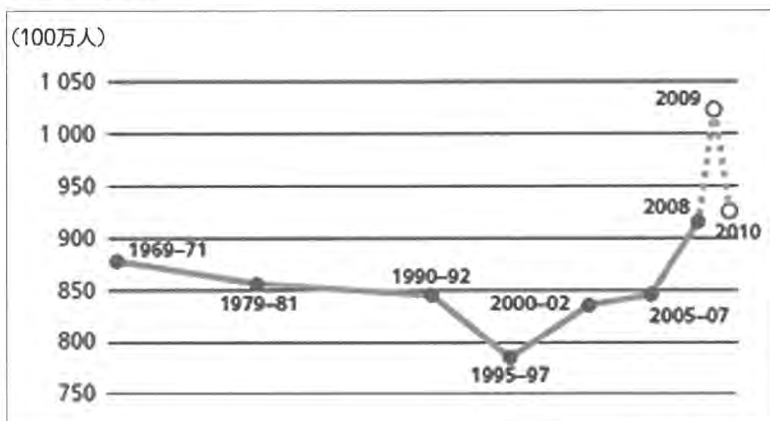
飢餓人口の推移

まず世界の飢餓人口の推移から見ておこう。次頁のグラフのように飢餓人口は1990年代半ばまでは順調に減少した。1969-71年に約8億7800万人（全人口の約26%）だったのが、10年後に約8億5300万人（21%）へ、そして1995-97年には約7億9200万人（14%）と最低を記録した。ところが、そこから上昇へ転じた

のである。2006-07年には約8億5000万人へ逆戻りし、2009年には約10億230万人と史上最高を記録した。翌2010年には9億2500万人と多少改善したものの依然として高水準にある（FAO 2009a; FAO 2010a）。

飢餓人口全体の約5割は途上国でわずかな土地で自給用の作物を栽培する小規模農民（小農）、2割が土地を持たず農場で働く労働者などである。食料の60-80%は女性が生産しているが、逆に飢餓全体の7割を占める（Ziegler 2009）。

飢餓人口の推移



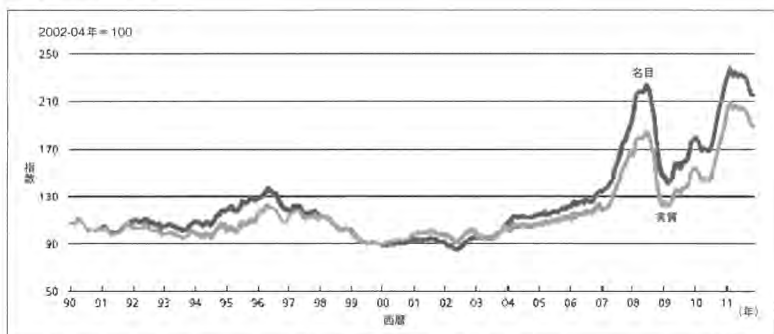
(出典：FAO)

世界食料危機とその要因

飢餓人口が初めて10億人を突破する直接の引き金となったのが2007-08年の世界食料危機である。次頁のグラフからわかるように、食料価格は過去40年間、下降傾向をたどっていたが、2003年頃から上昇に転じた。2002-08年に130%値上りし、なかでも主食については、トウモロコシが190%、小麦162%、米318%と軒並み高騰した。このため、アフリカ、アジア、ラテン

アメリカの40カ国以上で食料が手に入らない住民が怒り、死者を出す暴動に発展した。また自国民の食料確保を優先させるために、中国、インドなど約20カ国が輸出関税の引き上げ、輸出割当制の導入、主要穀物の輸出禁止といった緊急措置を取った(FAO 2009b; Headey and Fan 2010; HM Government 2010)。

食料価格の推移



(出典：FAO)

この食料価格高騰の要因については、当初、FAOなど人口増加と食料生産不足、天候不順による不作、石油価格の上昇、中国・インドなど新興国での需要増加、バイオ燃料、穀物投機などを挙げていた。バイオ燃料と穀物投機以外は、食料危機が起こるたびに必ず登場する「通説」である。地球の人口をまかなうのに十部な食料は生産されており、実際には過去20年間、人口の成長率は1.14%なのに対し、食料生産は2%を上回る割合で増大した(Holt-Giménez 2008)。またオーストラリア、ロシア、ベトナムなどで干ばつや洪水により小麦、米の生産が減少したが、それは一時的な現象である。アマルティア・センが指摘しているように、飢餓の直接的な原因は、貧しいために食料を購入できないか、土地やタネなど生産資源にアクセスできず食料の自給を阻まれている

かである (Sen 1981)。

今回も FAO、世銀をはじめ多くの報告書が中国・インド説に言及している。目覚ましい経済発展により国民所得が向上したため、食生活が西洋化し、肉・乳製品など穀物の消費量のより多い食料を好むようになったという。一見もっともらしい。確かに世界の飼料用の穀物需要は過去 10 年間に大幅に伸びている。だが、それは 1990 年代以降における旧ソ連の需要の回復と関連し、その分を除くと伸びはむしろ鈍化している。中国・インドは永年食料を自給しており、輸入よりも輸出が多い純輸出国である。そのため、世界の食料市場に大きな影響を及ぼしたかについては、報告書の大半は否定的であり、「スケープゴート」との見方さえある。なお両国とも小麦や米の国内価格を国際価格の変動から切り離す安定化政策を取っている (Oakland Institute 2008; HLPE 2011a)。

浮上した新たな主因ーバイオ燃料と穀物投機

次第に主因として浮かび上がってきたのがバイオ燃料と穀物投機である。前述のグラフで飢餓人口が 1990 年代半ばから一転して右肩上がりになっている点に注目したい。なぜ、この時点で反転したのか。様々な要因が複雑に絡んでおり特定するのは困難だが、この時期に起きた食料関連問題に因果関係が求められよう。

バイオ燃料の開発が欧米で本格化するのが 2000 年頃からである。石油価格の上昇、さらには「ピークオイル」により予想される供給減から欧米諸国が着目したのがバイオ燃料である。温暖化の原因である温室効果ガスの排出が少ない「クリーンエネルギー」との触れ込みも追い風となった。米国はトウモロコシを原料とするバイオエタノール、EU はナタネ油などの植物性油を使用するバイオディーゼルである (FAO 2008a; FAO 2008b; UNCTAD 2008)。

トウモロコシの国際価格は 2006 年から 2007 年に 45% 値上がりし、翌 2008 年 3 月までにさらに 23% 上昇している。米国ではト

ウモロコシの約3分の1がバイオエタノールの生産に使用され、2007年のエネルギー法でその生産量を2008年の90億ガロンから2022年までに360億ガロンに増やすことを決めている。米国は世界のトウモロコシの生産量の約3分の1、輸出量の3分の2を占めるだけにその影響力は大きい（UNCTAD 2011; United Nations 2011）。

他方、EUはバイオディーゼルの世界生産量の約90%を占め、そのために使用されるナタネ油はEU全体の20%に相当する。2001年から全ガソリンの5.75%をバイオ燃料に切り替える政策が実施され、それ以降、バイオ燃料の生産が一気に増え始めた（Mitchell 2008; UNCTAD 2008）。

米国とEUのバイオ燃料の開発は、補助金、税制上の優遇措置など国による多大な公的支援のもとに進められている。2009年の場合、両者の政府補助金は約80億ドルに上る。欧米のバイオ燃料の需要が世界の食料価格に及ぼした影響については、上昇分の15%から70%と意見が分かれている。

こうしたバイオ燃料には、土地利用の変更といった問題もある。バイオディーゼルの需要の拡大により、EUだけでなくアルゼンチン、カナダ、ロシアなど小麦の主要生産国でもナタネ、大豆などの栽培面積が36%増えており、その分、小麦の生産が減少している。米国でも、2007年にエタノール生産用のトウモロコシの耕地を23%増大したために、大豆の耕地と生産量が減少し、75%もの価格上昇を招いた（HLPE 2011a; United Nations 2008）。

なおバイオ燃料は温室効果ガスを出さないとされたが、CO₂は排出され、生産から分配、使用に至る全サイクルを考慮して直接的及び間接的な影響を算入した場合、種類によっては化石燃料よりもCO₂の排出量が多いことが多くの研究で指摘されている（European Commission 2008; Fargione et al 2008）。

FAOの食料価格指数が2008年に最高値を記録すると翌2009

年には危機以前のレベルに下落した。これで価格は安定し、食料危機も収束へ向かうものと予想された。ところが、その後再び上昇に向かったのである。前掲のグラフのように2003年から上昇し始め、2007年12月が167.9、2008年6月には184.9と過去最高を記録した。それが翌2009年2月に121.5にまで下降した。翌月から再び上昇し、その年の2010年11月には181.8に、2011年2月には209.3と記録を更新した。米の価格の場合、2007年4月～2008年4月のわずかに1年間に165%上昇し、乳製品も2006年から翌2007年に価格が157%上昇したが、2008年7月には下降する（FAOSTAT）。

これほど激しい乱高下は過去に記録がなく、通常の需要／供給による市場メカニズムでは説明が不可能である。にわかにクロウズアップされ出したのが穀物投機である。米、小麦、トウモロコシなどの世界の人びとの主食が投資家による格好の投機の対象となったのだ。農産物には先物市場が存在する。農民は栽培コストを確実に回収できるように、他方、仲介・販売業者は一定の予想価格で購入できるように農産物の収穫前に売買契約を結ぶのである。この目的は将来における双方のリスクを均すことである。

今回、問題とされているのは、これとは違い、「インデックス・ファンド」と呼ばれる金融派生商品である。本来の市場の需給ではなく、株価指数などに連動したファンドで約20の石油、農産品などの銘柄がパッケージで取り引きされる。今日の金融・経済危機のきっかけとなった投資銀行のリーマン・ブラザーズが破綻する前に発表した報告書によれば、インデックス・ファンドの投資額は2003年が130億ドルだったのが、2008年には2600億ドルと1900%も増えている（Wahl 2009）。

インデックス・ファンドの農産品先物市場への進出に道を開いたと指摘されるのが、2000年に米国で制定された商品先物近代化法（Commodity Futures Modernization Act）であるといわれ

る。これは規制緩和が目的であり、金融機関は政府の監視を受けずに互いに取引ができるようになった。そして、サブプライムローン問題に端を発する金融危機、それに続く経済危機で行き場を失ったヘッジファンド、企業年金などの大量の投資資金がこの農産物先物市場へ流入したのである (De Schutter 2010; UNCTAD 2011)。

農業の衰退が真因

飢餓の長期的、構造的な要因として広く指摘されるのが、開発途上国の農業の衰退である。それをもたらした主要な要因に貿易の自由化が挙げられる。飢餓が再び悪化した時期と同じ1995年に世界貿易機関 (WTO) が誕生した。戦後、貿易自由化を推進してきたのが、WTO の前身である関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) である。この GATT 体制では、1987 年にウルグアイ・ラウンド交渉が始まるまでの間、農産物は規制対象から除外され、各国は自国の農業を関税や量的制限によって保護してきた。それが WTO へ移行すると農業も貿易自由化の対象に含まれ、食料・農業政策における各国の自由裁量が限りなく小さくなり、国際食料市場の価格動向に直接かつ大きく影響されるようになったのである (McKeon 2009; Ziegler et al 2011)。

なお WTO 交渉はこの 10 年近く中断したままである。米国と欧州連合 (EU) は途上国に農業の貿易自由化の拡大を求めつつ、自国農業を保護するために生産及び輸出において莫大な公的補助を行っている。この政府補助を受けた安い農産品が途上国の市場にダンピングされ、市場の機能を歪めているとして途上国が反対しているためである。そもそも WTO の設立からして欧米先進国が自国の余剰食料を途上国に売りさばくことが主目的であり、公平性や透明性の確保にはほど遠いとの見方も根強い (Akram-Lodhi and Kay 2009)。

このWTOに先行し、1980年代から世銀と国際通貨基金（IMF）による構造調整プログラム（SAP）が進められた。多額の累積債務を抱える開発途上国に融資を行う条件として市場の開放、規制緩和、緊縮予算、国営企業の民営化を求めたのである。農業では種子・肥料などへの政府補助の廃止、国の穀物備蓄システムの解体、農業市場委員会の解散が含まれる。いずれも農業と国民の栄養を守るうえで重要な役割を担っていた。例えば農業市場委員会は、国レベルでの食料在庫を管理し、農作物を農民から生産価格を上回る適正価格で買い取り、各地域の食料の需給バランスを講じるなどいわば食料安全保障の要である（Commander 1989; ActionAid International 2008）

SAPは途上国に農業政策の転換をも求めた。砂糖、コーヒー、紅茶などの換金作物の栽培である。国民が食べる食料よりも輸出用のモノカルチャー（単一栽培）のために優良な耕地を優先的に割り当て、それによって食料を輸入するための外貨を稼ぐのである。しかし、こうした商品の市場価格の変動が激しく、不思議なことに好況なときでも生産者価格は低く抑えられている（FAO 2005）。

この貿易自由化、SAPと並行して、先進国や世銀による開発途上国の農業部門への政府開発援助（ODA）が大幅に削減された。ODAに占める農業部門の割合は、1974年世界食料危機の教訓から、農業には大きな雇用効果が望めるなどその重要性が認識され、1980年には20%にまで増大した。しかし、その後は一転して削減され、90年代に半減し、2002年に4%、そして2005年にはさらに2.9%へとダウンした（OECD 2010; United Nations 2011）。

こうした結果、開発途上国は主食の穀物を先進国からの輸入に依存せざるを得なくなったのである。145カ国中105カ国が食料の純輸入国へと転じた。1960年代に開発途上国の農産物貿易は年間約70億ドルの輸出超過であった。それが1970年代に約10

億ドルに減り、1980年、90年代に純輸入国になり、2001年には110億ドルの輸入超過となった。この大半を占めるアフリカの後発開発途上国（LDC）では、穀物輸入代金が2007年に37%、そして2008年にさらに56%も増加した（FAO 2003; ActionAid International 2008; Guzman 2008）。

「食料の権利」の再浮上

日本では注目されなかったが、「食料の権利に関する決議」が国連総会で2009年に採択された。食料の権利については、1948年の世界人権宣言、その後制定された経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約など多くの国際人権条約でうたわれている。最も基本的かつ重要な権利であり、国家はそれを保障する責務を負う。総会の決議採択は、国の責務が果たされず、国民の食を守るための食料安全保障が機能していない証である。

この食料の権利が再び浮上するのが、FAOが1996年に開催した世界食料サミットである。当時、飢餓は減少から増加へと転じたため、国際社会の関心を集めた。このサミットで採択された世界食料安全保障に関するローマ宣言（Rome Declaration on World Food Security）は序文で「すべての人の適正な食料に対する権利と飢餓から自由である基本的権利」を認めた。そして参加186カ国は2015年までに飢餓人口（数）を1990年比で半減させることを誓約し、そのための世界食料サミット行動計画（World Food Summit Plan of Action）を採択した（FAO 1996）。

ここまでは国連の世界会議によくあるパターンである。宣言も行動計画も法的拘束力のない任意な性格なために、ほとんど実行されずに、やがて葬り去られる。だが、このサミットは違った。行動計画のなかで、合意した誓約と目的を達成するための基本的理念として食料の権利を位置づけ、それを実現するための方法について国連人権諸機関に提案するように要請したのである。

この要請を受け、三つの動きが生まれた。まず国連の経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約を監視する委員会が、1999年に食料の権利に関する一般所見（CESCR 1999）を採択した。そのなかで、適正な食料に関する権利は人間の固有の尊厳や他の人権の達成と不可分であり、適切な経済・環境社会政策を必要とする社会正義と切り離せないことを指摘した。国の責任については、より踏み込んだ解釈を提示した。それには、同規約で締約国は食料の権利の漸進的な実現をめざして法的措置を含め、あらゆる適切な措置を講じる法的義務を負っているにもかかわらず、なかなか履行されないという事情があった。締約国は、食料の権利に関して「尊重する（respect）」、「保護する（protect）」、「充足する（fulfill）」の三つの責務を負う。個人が本人の力の及ばない理由でこの権利を充足できない場合、国が代わって直接充足する義務があるという。さらに同委員会は、食料の権利の実現状況をモニタリングする制度の開発、食料の権利の侵害に対する国内的・国際的な法的救済措置の整備、食料の権利の国内法への導入について勧告した。

二つ目が「食料の権利に関する特別報告者（Special Rapporteur on the right to food）」の任命である。このポストは2005年4月に国連人権委員会（現国連人権理事会）が新設した。その任務は、(1)食料の権利の実現に関するあらゆる情報を収集し対応する (2)政府、FAOなど国際機関、NGOを食料の権利の促進と効果的履行について協力関係を築き、実現への適切な勧告をする (3)世界中の食料の権利に関する問題を特定することである。特別報告者には、広範な権限が与えられ、飢餓発生国を訪問して調査し、政府と改善策を協議したり、人権理事会と国連総会に定期的に報告する。また個人からの食料の権利の侵害の訴えにも対応する（Human Rights Council 2007）。

なぜ特別報告者を任命したのか。その理由は、現在、アフリカ・

中東で起きている「アラブの春」への対応に見られるように、国連人権理事会は政府間機関であり、各国の思惑が交錯し、しばしば政治的な対応を余儀なくされ、早急な事態の改善を図れないからである。そこで、個人の資格で特別報告者を任命し、より中立、公正な対応を促進するためである。実際、特別報告者は飢餓・食料問題であらゆる側面から数多くの報告書を発表し、WTOなどの会議にも積極的に参加し提言を行っている。後述する新たな食料ガバナンスの中枢を担うCFSにも参加者として加わっている。

そして最後は2004年にFAOと国連人権機関が共同作成した「食料の権利の漸進的実現を支援する任意ガイドライン (Voluntary Guidelines to Support the Progressive Realization of the Right to Adequate Food in the Context of National Food Security)」である。これは1996年世界食料サミットで採択された世界行動計画を各国が実施するための具体的なガイドラインである (FAO 2005b)。

小農の組織化と「食料主権」

こうした国連の人権的アプローチを引き出したのは、実は飢餓の大半を占める当事者である開発途上国の小農自身である。1996年世界食料サミットで政府間会議として並行してNGOフォーラムが開催された。参加した世界80カ国1200団体が「NGO声明」としてまとめた提言で食料の権利を改めて主張した。この際に特に注目されたのが「食料主権 (Food Sovereignty)」という新たな概念である。ピア・カンペシナ (Vía Campesina) という国際的な農民組織が従来の安全保障 (Food Security) に替わるものとして打ち出したものである (Vía Campesina Homepage)。

食料の権利を実現するためには、個人・地域社会・国は次のような主権をもつという。

- ・固有の環境に生態的、社会的、経済的、文化的に適した農

業を営む。

- ・食料の生産や貿易を保護・規制し、国内市場への食料ダンピングと必要のない食料援助を防止する。
- ・食料の自給レベルを選ぶ。
- ・知的所有権に制約されず、土地・水・種子などの天然資源を管理する。
- ・外部インプット（化学肥料・農薬など）の少ない持続的な方法で食料を生産する。

この食料主権という考えは、食料を人権と見なす国連の人権的アプローチと結びつき、次第に浸透し、前述の国連総会決議など国連文書でも広く取り入れられるようになった。

では、この食料主権は、従来使用されている食料安全保障（Food Security）とはどう違うのか。この点について、当のピア・カンペシナやFAO、食料の権利に関する国連特別報告者などが多くの報告書、論文で比較考察している。まずFAOの定義では、食料安全保障とは、「すべての人が活動的かつ健康的な生活を送れるように十分な、安全で、かつ栄養のある食料に物理的及び経済的に常時アクセスが可能である状態を指す」（CFS Homepage）。

食料安全保障は、緊急時の食料備蓄を中心とした、非常に漠然とした政治的な概念といえよう。国際及び国レベルで人口に見合う食料を確保するという生産に重きをおく。どのような食料を、どのように調達しアクセスを可能とするかについては明らかでない。実際には「緑の革命」や遺伝子組み換え作物のように技術革新により食料生産を増やし、自由貿易を促進し、不足分は先進国や国際機関が援助する形をとっている。

他方、食料主権も政治的な概念だが、一番の特徴は食料の権利に基づく法的な概念である点にある。個人の食料に対する権利は、国際人権条約で認められており、その権利が侵害されたら法的手段に訴えることができ、個人が充足できない場合、国が代わって

行う責務がある。食料の種類と生産方法から、自給の度合い、国内の農業・食料生産の保護、貿易の規制などに至るまですべて個人・地域・国が自ら決定する権利があるという。農産物の貿易自由化に関しては、必ずしも反対ではないが、その国の主権による裁量を求め、先進国の生産および輸出補助を受けた安価な商品の第三世界へのダンピングの禁止の必要性を説く（Windfuhr and Jonsén 2005; FAO 2009c）。

アグリビジネスの支配と無規制

世界食料危機が吹き荒れるさなか、食料、種子、農薬などのアグリビジネス（農業関連ビジネス）に従事する多国籍企業は記録的な利益を上げていた。例えば世界最大の穀物取り引き会社 Cargill の 2008 年の第一・四半期の利益は前年同期比で 86% 増加した。Cargill に次ぐ Archer Daniels Midland も 700% 増の利益をあげた（GRAIN 2008）。

前述の貿易自由化や SAP により、南の開発途上国では農業における国の役割が大幅に縮減した。その隙間を埋めるように進出したのが多国籍企業である。1990 年代半ばから食料の生産・貿易・加工・販売といった供給チェーンの多国籍企業による寡占化が急激に進んでいる。今日、多国籍企業 10 社で世界の種子市場の約 3 分の 1、農薬市場の 80% を占めている。安全性をめくり議論のたえない遺伝子組み換え種子にいたっては、Monsanto 単独で約 90% を支配している。穀物の貿易も同様に数社がほぼ独占している。さらに小売段階でも Wal-Mart や Carrefour などによる寡占化が進み、「契約栽培」の名の下、途上国の農家と直接契約し、自ら定めた厳格な品質基準を守らせる傾向が強まっている（Ziegler et al 2011）

こうして食料の安全保障における国家の役割が大幅に縮小し、その分、多国籍企業の役割が拡大するといった食料安全保障の「民

営化」が起きているのである。

多国籍企業による寡占化が進むにつれ、各地で人権侵害が問題となり、規制を求める声が上がっている。実は1980年代、南アフリカのアパルトヘイト（人種隔離）政策への多国籍企業の関与がきっかけとなり、法的な規制を求める声が高まり、国連で多国籍企業行動綱領や人権に関する多国籍企業の責任規範が作成された。しかし、いずれも欧米諸国や当の多国籍企業による反対で実質的に葬られた（Sagafi-nejad 2008）。現在あるのはモニタリング制度のない国連グローバル・コンパクトと企業独自の自主規制である。多国籍企業は国家をもしのぐ莫大な影響力をもつが、国際法の規制対象にはなっていないのである。さらに国連、世銀、IMFなどの国際機関についても、いずれも政府間機関で意思決定するのは各国政府代表だが、職員にも実質上かなりの権限が委ねられており、食料の権利等に関する国際人権法の適応の対象となるのか。国連の食料に権利に関する特別報告者は、この法の盲点を指摘し、早急な国際法の整備を訴えている（De Schutter 2009a）。

新たな食料安全保障ガバナンスの構築へ

飢餓人口が10億人を超えた2009年に食料安全保障のガバナンスに関して大きな動きが起きた。FAOの世界食料安全保障委員会（CFS: Committee on the World Food Security）が世界の飢餓の撲滅と食料安全保障における中心的機関に指名されたのである。CFSは1996年世界食料サミットで採択された行動計画の実施をモニターする役割を負っていたが、まったくの無名の機関である。その新たな任務は、(1)世界レベルでの政策の調整 (2)1996年世界食料サミット行動計画実施状況のモニタリング (3)食料の安全保障・栄養のため世界戦略枠組みの策定である（CFS 2009）。

このCFSの最大の特徴はその構成にあり、「委員（Member）」

「参加者 (Participant)」、「オブザーバー (Observer)」の3者からなる。投票権を持つ委員は加盟国だけである。オブザーバーは会議を傍聴し、議長の要請があれば発言する機会を与えられ、国家の地域連合や政府間の地域開発機関、CSO/NGOがその対象となる。従来と変わった点は、「参加者」というカテゴリーを新設したことである。国連機関には創設時よりNGO協議制度があり、FAOの場合、他の機関同様にCSO/NGOに与えられていたのは「オブザーバー」の地位である。そのCSO/NGOには、政策を実施する段階で参加が求められ、肝心の策定段階では、国連が政府間機関であるとの理由から、実質的に排除されてきた苦い歴史がある。(馬橋 1999)

この参加者には、政府代表と並んで委員会の協議に参加し、意見や正式な提案を提出する権利が与えられる。すなわち、議決権こそ持たないが、委員と実質的に同等な立場での協議への参加が認められるのである。この参加者は次の5つのカテゴリーからなる。

- (1) FAO、世界食糧計画 (WFP)、国連人権高等弁務官、国連開発計画 (UNDP) など国連機関の代表、食料の権利に関する国連特別報告者
- (2) 小規模農民、土地なし農民、女性、消費者、先住民、国際NGOなどのCSO/NGO
- (3) 国際農業調査協議グループ (CGIAR) など国際農業調査機関
- (4) 世銀、IMF、世界貿易機関 (WTO) など
- (5) 企業を代表する民間機関と民間慈善団体 (CFS 2009)

なぜFAOが食料安全保障の中枢に

なぜ数ある国連機関のなかでFAOのCFSが飢餓に関する主導的機関に選ばれたのか。そして、CSO/NGOに「参加者」とい

う大幅な権限が認められたのか。まず2015年のMDGsの達成期限が迫るなか、2009年に飢餓が史上初めて10億人を突破したことが挙げられよう。これは国連全体が統治能力と方法に問題があることを意味しており、危機感をいだかせるに十分である。とくに従来、世銀が推進してきた貿易自由化・市場中心主義という食料安全保障のパラダイムが飢餓の改善にあまり機能しないことがより決定的になった。

FAOにとっては、組織を拡充し、再生への道を切り拓くまたとない機会であった。FAOはその名のように飢餓問題にもっとも近い国連機関である。しかし1945年の創設時より、多くの問題と限界を抱えていた。米国をはじめ先進国はFAOに食料問題全般をまかせることに否定的だった。初代事務局長でノーベル賞を受賞したJohn Boyd-Orr 卿は、飢餓と栄養不良の問題に非自由市場を基本とする国際農業貿易を構築するために世界食糧評議会(World Food Board)を創設するように提案した。しかし、この提案は強力な穀物輸出大国と企業の国際穀物カルテルにつぶされ、同事務局長は辞任した(Clapp and Cohen 2009; McKeon 2009)。

1970年代、国連に政治の嵐が吹き荒れた。植民地から独立した開発途上国が天然資源の主権をはじめ新国際経済秩序の樹立を求めたのである。FAOでは、OECD諸国が政治化を避けようと「世界の食料省」の地位から引きずり降ろし、手頃なサイズに縮小した。科学分野の研究開発はFAOから米国のフォード財団及びロックフェラー財団が世界各地に設立した国際機関に移され、次第に世銀が中心的役割を担うようになった(ETC Group 2008)。

そして、飢餓や食料危機には、世界会議を招集し、新たな国連機関を次々と創設することで対応した。1961年に世界食糧計画(WFP)が設立され、食料援助についてはFAOに代わって担当することになった。1974年の世界食料危機では国際農業開発基

金 (IFAD)、世界食糧理事会 (WFC、その後解散) が誕生する。これにより、FAO の役割はますます途上国への農業技術支援に限定されたのである。その結果、食料問題に多くの国連機関が、全体的な調整もなく、断片的かつ重複して携わり、今回のような世界食料危機が生じて、ガバナンスが機能せず、迅速かつ効果的な対策が打ち出せないのである。

次に CSO/NGO 側の対応である。小農にとって、食料の権利は基本的人権だが、その保障を国に期待できない。グローバル化により、国の主権が大幅に制限され、食料をはじめ一国の経済社会政策が国の思うように行かなくなったのである。前述のように飢餓をかかえる途上国は、多くの債務を抱え、世銀・IMF の構造調整プログラムや農業 ODA の大幅削減により食料・農業基盤が崩壊していた。そこで小農は地方、地域、国際レベルで組織化を図り、自らの声を国際社会へ積極的に発信し始めたのである。

例を挙げると、飢餓の根本的な問題に農地改革がある。小農は永年政府に改革を求めてきたが、一向に進展していない。例えばブラジルではわずか 2% の土地所有者が全耕地の 56% を所有し、小規模の 80% の土地所有者が所有するのはたった 12% に過ぎない (Ziegler 2009)。この問題についても、国連を通して国際社会に訴えかけるのが有効と判断したのである。手本となる先例はあった。先住民や障害者といったマイノリティの権利は国連人権理事会で常時議題となっており、いずれも権利の宣言として国際規範となった。障害者の権利については、2006 年に国連障害者権利国連条約として制定された。小農の権利についても同様な国連宣言を働きかけたのである。

CSO/NGO が FAO を政策協議の場を選んだ理由について、永年 FAO の職員として NGO との協力関係を推進してきた Nora McKeon は、世銀や IMF といったブレトンウッズ機関及び世界貿易機関 (WTO) と比べ、意思決定プロセスが一国一票でガバ

ナンスがより民主的であること、農民団体との関わりがオープンである点を挙げている (McKeon 2011)。

この新たなガバナンスについて、CSO/NGO 側は「国連史上初めて小規模農民や他の市民社会組織が、民間部門の組織など他の利害関係者ととも、政府間プロセスに単なるオブザーバーとしてではなく全面的な参加者となる」(CFS 2010) と高く評価している。

この間、CSO/NGO 内部でも変革が起こっている。従来、「NGO の南北問題」といわれ、先進国と途上国の市民組織間で確執が続いていた。国連会議での NGO フォーラムを主導してきたのは組織力、資金力、政策能力にまさる国際 NGO である。それが、1996 年世界食料サミット以降、飢餓の当事者である小農が主要なアクターとして前面に出て、彼らの声が政策に強く反映されるようになったのである。例えば 2002 年世界食料会議での NGO フォーラムの名称は食料主権を冠し、最終文書も「食料主権：すべての人の権利 (Food Sovereignty: A Right for All)」である。CFS への代表者の選出においても小農組織に最多の議席を配分するなどの配慮をしている (Mundubat 2010)。

国連と世銀の確執

FAO を中心とした新たな食料安全保障ガバナンスの誕生について、CSO/NGO は歓迎しつつも疑問や戸惑いを隠さない。世銀やその主要メンバーである先進国の巻き返しを警戒しているのである。

経済社会分野では、当初より国連とブレトンウッズ機関、それに世界貿易機関 (WTO) の両方で熾烈な主導権争いが展開されている。食料、貧困をはじめ広義の「開発」の問題で中心的な役割を担っているのは世銀である。その資金力、職員数、影響力のどれひとつをとっても、他の国連機関は足元にも及ばない。世銀

も FAO 同様に国連の一専門機関であり、経済社会理事会の調整下、FAO や UNDP など開発に携わる他の国連機関と協調することが期待された。

ところが、世銀は独自の道を歩んだのである。とくに 1970 年代になって植民地から独立した開発途上国が国連で多数を占めるようになると、この傾向はますます顕著になった。数の上で圧倒的に不利になった先進国は、経済問題の実質的な討議の場を国連から主要先進国の集まりである G7 に移した。そして、途上国の開発や援助についても、逆に先進国が圧倒的に有利な世銀を中心的な協議の場とした。その結果、経済開発は世銀が主導し、女性、人権、環境などの社会開発は国連機関が担当するといった奇妙な分業体制が定着していったのである。国連機関の役割は、世銀主導の経済開発によって引き起こされる社会問題への対応である。

この国連の経済社会分野の取り組みについては、早くから疑問視し、改革を求める声が上がっている。有名なのが 1995 年に世界の有識者で構成するグローバルガバナンス委員会の提案である。その名に反し、世界の経済社会問題に実質的な権限のない国連経済社会理事会を廃止して、最高の権限をもつ「経済社会安全保障理事会」を新設するように提案したのである。いわば安全保障理事会の経済社会版であり、それは法的な拘束力を伴うものである。同委員会は、貿易、開発、貧困、環境などの経済社会問題は、それぞれ相互に密接に関連しているにもかかわらず、その取り組みは各国連機関・世銀などによって分断され、重複し、統一性に欠け、期待された成果が上がっていないと批判した (Commission on Global Governance 1995)。

UNDP も同様な改革を提案した。1994 年国連人間開発報告で「最も平等な代表制がとられている総会と経済社会理事会が最も力が弱いと考えられ、とくに経済的、社会的問題における権力と影響力の大半が資金が潤沢な世銀と IMF に移ってしまい、途上

国はIMF、世銀、WTOなどの組織の意思決定に大きく左右されるにもかかわらず、その意思決定にほとんど影響力を持たない」と指摘している（UNDP 2002）。

国連と世銀の一番の違いは表決システムである。国連機関は国の大小を問わず「一国一票」が原則である。それに対し、世銀は「一国一ドル」と揶揄されるように投票権（数）が国の経済力、つまり出資金に応じて決められる加重投票制を採用している。最多の投票権を持つのは米国で、重要問題では単独で実質的な「拒否権」を有する。また歴代の最高ポストは世銀が米国、IMFが欧州によって占められている。FAOの場合、世銀と同じ国連専門機関だが、意思決定は一国一票である。当然ながら、数の上では途上国が圧倒的に有利である（ibid）。

世銀の変容？

こうしたなか、2009年に前述のような食料安全保障ガバナンスに「歴史的」ともいえる変化が生まれ、世銀ではなくFAOがその中枢をになうことになったのである。これには新興国の台頭が関連していよう。国際政治の枠組みが根本的に変わりつつある。重要な国際問題については、G7に代わり、中国、インド、ブラジルなどの新興国を加えたG20で決めるのが常態化しつつある。

かねてより世銀の方針は米国政府の圧力で変更されることが少なくないと指摘されている。例えばチリに関しては、1969年にアジェンデ政権が誕生すると、世銀は米国の圧力により新規融資を停止し、1973年にピノチェト将軍がクーデターでアジェンデを殺害し、政権の座に就くと長期の融資を開始した。ベトナムの場合、戦争で米国が負けると、世銀はそれまで南ベトナムに対して行っていた融資をストップした。再開の是非をめぐり調査団を送り、マクナマラ総裁はその報告書が融資に否定的であるという理由から行わないと発表した。しかし、その後、報告書はベトナ

ムへの融資を中断する根拠がないという内容だったことが明るみに出た (Toussaint 2006)。

その世銀にも変化の兆しがうかがえる。これまで米国など G7 の独壇場だったが、中国が 2010 年に国内総生産 (GDP) で日本を抜き、世銀での投票権も 2.77% から 4.42% に上昇し、米国、日本に次ぎ第 3 位に進出した。新興国・途上国全体でも 44.06% から 47.19% に増大し、先進国との差がさらに縮まった (World Bank Homepage)。またロバート・ゼーリック世銀総裁は、世銀の基本的な政策の変化を示唆している。従来の規制緩和、貿易自由化、財政規律などの政策を一律に開発途上国に押し付けてきた「ワシントン・コンセンサス」が終盤を迎えていると述べている (朝日新聞 2010; World Bank 2010)。

飢餓・食料をめぐる世銀の報告書にも変化が見られる。世銀は飢餓の原因を人口増加と食料不足、つまり飢餓を抱える開発途上国自身にあるとし、その主な解決策を技術革新による食料増産、市場・貿易自由化、食料援助に求めてきた。2008 年頃から、このトーンが弱まっており、食料政策の転換とも思える動きも表面化している。例えば、前述の SAP について、「1980 年代の構造調整が農民に土地へのアクセス、クレジット、保険、肥料・農薬、協同組合組織などをもたらしてきた公的機関の精緻なシステムを崩壊させた」(World Bank 2007) とその政策の過ちを認めている。国家を退場させ、市場を民間アクターに開放することによりコストの削減、質の改善などを図る政策がうまくいかなかったという。

また前述のバイオ燃料については、本格的な議論を呼ぶきっかけとなったのが 2008 年に英紙にリークされた世銀の報告書である。報告書は、食料価格高騰の 75% は欧米によるバイオ燃料の開発に起因すると指摘している。これは当時、ブッシュ政権が主張していた 3% とは大きく異なり、米国との関係が悪化するのを恐れて公表されなかったのではないかと同紙は推測している。

ブッシュ大統領が食料価格の高騰をインドと中国の食料需要増に関連づけた点についても、この報告書は急速な所得の伸びは世界の穀物消費の大幅な伸びにつながっておらず、食料価格高騰の主因ではないと否定している (Mitchell 2008)。

見解統一への模索

食料問題はきわめて政治色が濃い。国と国連機関の思惑や利害がもろにぶつかり合う。過去になんども世界会議を招集しては飢餓撲滅の宣言と行動計画を打ち出したが効果がない。政治的な対立を回避するために、いずれの文書も総花的でしばしば互いに矛盾する内容を含み、実効性に欠けるからである。飢餓の改善を図るには、この政府間機関の限界ともいえる政治の壁を乗り越え、各国政府が飢餓の根本的な原因について合意することが必要である。そのためには、独立性、中立性を保障しつつ、権威ある組織によって総合的かつ科学的に解明することが大前提となる。そうした試みが行われている。

2008年、「開発のための農業科学技術国際評価」(IAASTD: International Assessment of Agriculture, Science and Technology for Development) から発表された報告書、*Agriculture at a Crossroads* が国際的に大きな反響を呼んだ。農業は本来、「多面的機能 (multifunctionality)」を持ち、食料、飼料、繊維、バイオ燃料、医薬品などの生産にとどまらず、環境、風景・アメニティ、文化遺産の保存においても大切な役割を果たしている。この多面的なアプローチこそ公平で環境的、社会的及び経済的に持続可能な方法であるという。そのための方法として、今日の大規模な工業型農業を否定し、途上国の農民による小規模農業を支持し、短期的な政策を優先させるあまり、飢餓・食料問題で最大の被害者であり当事者である小農などの主要なアクターを政策過程から排除していると指摘した。農産物の貿易自由化についても、国内市

場を国際競争に開放することは基本的な国内制度・インフラなくしては貧困の削減、食料安全保障、環境に長期的な悪影響を及ぼすと警告した (IAASTD 2009)。

この IAASTD は 2002 年に FAO と世銀によって組織された。政府、国連・国際機関、学術機関、企業、生産者・消費者団体、NGO など 80 カ国以上約 400 名が 4 年がかりで (1) 飢餓・貧困の削減 (2) 農村生活と人の健康の向上 (3) 公平で社会的、環境的、経済的に持続可能な開発について農業の知識・科学・技術がどのような影響をもたらすか科学的立場から評価を行った。この一番のねらいは、食料安全保障ガバナンスの構築に向け、飢餓の原因及び解決法をめぐる科学的根拠に基づき国際的な合意を導き出すことである。まさに温暖化問題で気候変動に関する国際パネル (IPCC) が演じている役割である。この報告書に 58 カ国が賛成したが、オーストラリア、カナダ、米国の 3 カ国は、自由貿易より公平な貿易の促進をうたっていること、飢餓の削減と持続可能な開発のために遺伝子組み換えなどバイオテクノロジーに賛成していないことなどを理由に態度を保留した (ibid)。

もうひとつの重要な試みは、CFS に設置された食料安全保障及び栄養に関する高級専門家パネル (HLPE: High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition) である。これは今回の改革の大きな特徴のひとつであり、その成否を握っている。とくに FAO の場合、欧米諸国の意向で、政治性を排し、農業技術サービスに特化するという創設時からの経緯がある。しかし、技術は決して非政治的、中立的ではない。「緑の革命」では、米や小麦の多収穫品種の技術改良で生産は増大したが、この恩恵を受けたのは一部の富裕な地主と多国籍企業である。そこで、HLPE には、科学的な正当性、作業過程の信憑性、透明性及びあらゆる知識・情報の公開性の確保が求められている。そのために報告書の作成にあたっては、原案をインターネット上で議論に付し、最終案は

3名の独立した、著名な専門家にレビューしてもらう手法をとる。このHLPEの15名の委員にはインドのM.S.Swaminathanをはじめ国際的に著名な専門家が地理的配分を考慮して選ばれた(HLPE Homepage)。すでに食料価格の変動と土地改革に関するふたつの報告書を発表している(HLPE 2011a; HLPE 2011b)。

おわりに

「食料安全保障」という言葉からは、当然のごとく国は国民の食料確保を最重要な使命としてその責任を果たし、国際社会も食料に困っている人には、国を問わず、人道的な援助の手を差し伸べるといったことがイメージされる。しかし本稿でも考察したように現実はそのとは大きくかけ離れている。食料は、人の生命に関わる最重要な人権問題であるが、国や企業の政治的な思惑や利害が強く働いており、きわめて戦略的な色彩が濃い。

こうして従来の国際的な食料安全保障政策が破綻していることは、今日の飢餓人口10億という数字が如実に示している。これは食料増産・貿易の自由化と市場主義・食料援助の3点をメインとするパラダイムの破綻を意味する。このパラダイムの特徴は、飢餓の圧倒的な当事者である開発途上国の小農よりも先進国やアグリビジネスの多国籍企業の利益を優先し、小農の自立と食料の権利を後押しするよりもより困難にしていることである。食料援助については、本稿では取り上げなかったが、もともと欧米諸国の余剰食料を処理するために考え出されたものである。人道的援助の最たるものと見なされるが、実際には問題が多い。なによりも、肝心なときに援助の量が少ないことが挙げられる。2007-08年世界食料危機のときは過去最低を記録した。それは、先進国は余剰食料を価格が高いときは市場で売りさばいて利益を上げ、低いときに援助に回すからである。食料援助が在庫の「調整弁」となっているのだ。また世界最大の食料援助国である米国の援助は

遺伝子組み換えのトウモロコシが主である。アフリカでこの援助を拒否する事件が起きている。その種をまいて伝来の固有種のトウモロコシが絶滅し、国民の主食を外国からの食料援助や輸入に永久に頼らざるをえない事態を恐れたのである。これはいま話題を呼んでいる「ショック・ドクトリン」(Klein 2008)を彷彿とさせる。他者の非常事態に便乗し、支援を装いつつ、中長期的に自らの目的を巧みに達成してしまうやり方である。日本も戦後、米国の「小麦戦略」と称して援助された余剰小麦により米中心の食文化を脅かされるといった苦い経験をもつ (Friedmann 1993)。

そして、いまFAOを中心とする新たな食料安全保障のガバナンスが大きな期待と多少の不安のうちに始動した。2009年の制度改革から4年目を迎える2012年が正念場となろう。目下、食料安全保障の基本的な理念、目的、方法などについて定めた「食料の安全保障と栄養の世界戦略枠組み」の作成が進められており、それが採決に付されるからだ。この間、食料の権利という概念は広く浸透し、憲法に盛り込んだり、新たな法律を制定する国が増えている。2009年現在、インド、ブラジル、ネパール、南アフリカなど20カ国で憲法に明文化された (FAO 2011b)。

この新ガバナンスの成否を左右するのは、やはり米国である。とくに「食料の権利」については、米国は一貫して反対の姿勢をとっている。この理由から、1996年及び2002年の世界食料会議の最終文書に署名せず、2009年国連総会での食料の権利の決議でも唯一反対に回った。それと、この米国の意向が強く働いている世銀の動向が注目される。米国の単独拒否権に支えられ、他の国連機関とは別に独自路線を歩んできた。それがFAO主導のガバナンスに、他の国連機関と同じアクターとして参加している。中国や開発途上国の発言力の拡大で協調的な姿勢に転じるか (馬橋 2011)。

ただし、その中国についても未知な点が多い。いま深刻な飢餓

をよそに「土地収奪 (land grab)」が大きな問題となっている。2007-08 年世界食料危機が発生すると、国や多国籍企業、投資ファンドなどが先を争うようにアフリカ、中央アジアなどに広大な農地をリースしたり購入する動きが活発になった。国民の食料とバイオ燃料を海外で生産し確保するためである。2000-10 年に約 2 億ヘクタールと英国の 8 倍もの土地が取り引きされた。このため貧しい人は補償もなく土地を追われ、自然の生態系が改変されている。アフリカでこの土地取り引きに一番積極的なのは中国である。FAO で審議中の土地取得の規制にどのような態度を取るか (International Land Coalition 2012)。

飢餓への根本的な解決には、IAASTD が指摘するように、農業本来の多面的機能を見直すときにきている。従来、単に農産物の「商品」としての価値をもって農業全体の価値と見なしてきた。しかし、農業は、食料生産にとどまらず、自然、風景、生物の多様性、温かな気候など人の生活や価値観、文化、芸術などあらゆる営みと創造の礎 (いしずえ) である。食料には土地や自然と人との関係が凝縮されている。それぞれの地域の気候や風土が多種多様な生物を育み、人はそれらの恵みを享受しつつ守り続ける。自然を断片的に切り取り、先を争って商品化し、私的な利益を独占するのではなく、人類全体が依拠する「地球公共財」であるという発想の切り替えが求められる。

世界で飢えている人びとの大半が開発途上国の小農である。が、途上国で消費される食料の約 8 割を生産しているのも彼らである。さらに今日まで地球上の生物の多様性がかろうじて保護され、それによって人が自然の様々な恵みを享受できるのも彼らに負うところが大きいのではないだろうか。

最後に、2011 年は東日本大震災が発生し、未曾有の被害と支援を地球的なレベルでもたらした年として記憶されよう。食料に関しても、多くの貴重な教訓をもたらした。人の生命・生存に不

可欠であり、同時に地域性や季節性がおり込まれた心の糧（かて）でもある。現在、環太平洋パートナーシップ（TPP）への参加問題が国論を二分しているが、その主要メンバーである米国の食料・農業政策は、本稿でも多少言及したが、きわめて戦略的なものであり、自国の国益を最優先させるあまり国際的な公平・公正や基本的な食料の権利などは置き去りにされる。そのしたたかな外交交渉力は日本の比ではない。国民が食料を「人権」として受け止め、それを国の農業や食料政策の根本にすえる必要がある。

【参考・引用文献】

- ActionAid International (2008). Impact of Agro-Import Surges in Developing Countries. www.actionaid.org
- Akram-Lodhi, A. Haroon and Cristóbal Kay, eds. (2009). *Peasants and Globalization: Political economy, rural transformation and the agrarian question*. Routledge.
- 朝日新聞「世銀、方針転換へ 途上国への米国的政策押しつけ終幕」、2010年9月30日朝刊。
- CESCR (Committee on Economic, Social and Cultural Rights) (1999). General Comment 12. E/C.12/1999/5.
- CFS (Committee on World Food Security) (2008). Participation of Civil Society/Non-Governmental Organization (CSOs/NGOs). CFS 2008/5.
- _____ (2009). Reform of the Committee on World Food Security. CFS 2009/2 Rev.2.
- _____ (2010). Proposal for an International Food Security and Nutrition Civil Society Mechanism for Relations with CFS. CFS 2010/9.
- _____ (2011). High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition Key Elements.
- CFS Homepage. www.fao.org/cfs/cfs-home.
- Clapp, Jennifer and Marc J. Cohen, eds. (2009). *The Global Food Crisis: Governance Challenges and Opportunities*. Wilfrid Laurier University Press.
- Commander, Simon, ed. (1989). *Structural Adjustment and Agriculture:*

-
- Theory & Practice in Africa & Latin America*. Overseas Development Institute.
- Commission on Global Governance (1995). *Our Global Neighbourhood*. Oxford University Press (京都フォーラム監訳『地球リーダーシップ—新しい世界秩序をめざして』NHK出版、1995年)。
- De Schutter, Olivier (2008). Building resilience: a human rights framework for world food and nutrition security. Report of the Special Rapporteur on the right to food. A/HRC/9/23.
- _____ (2009a). Agribusiness and the right to food. A/HRC/13/33.
- _____ (2009b). The role of development cooperation and food aid in realizing the right to adequate food: moving from charity to obligation. A/HRC/10/5.
- _____ (2009c). Crisis into opportunity: reinforcing multilateralism. A/HRC/12/31.
- _____ (2010). Food Commodities Speculation and Food Price Crises: Regulation to reduce the risks of price volatility. Briefing Note 02, September 2010.
- Desmarais, Annette Aurélie (2007). *La Via Campesina: Globalization and the Power of Peasants*. Fernwood Publishing.
- ETC Group (2008). *Food's Failed Estates=Paris's Hot Cuisine: Food Sovereignty—à la Cartel? ETC Communiqué No.97*. www.etcgroup.org.
- _____ (2008). *Who Owns Nature?: Corporate Power and the Final Frontier in the Commodification of Life*.
- European Commission (2008). *Biofuels in the European Context: Facts and Uncertainties*. www.jrc.ec.europa.eu.
- Evans, Alex (2009). *The Feeding of the Nine Billion Global Food Security for the 21st Century*. Chatam House.
- FAO (1996). Report of the World Food Summit. WFS 96/REP
- _____ (2003). Some Trade Policy Issues Relating to Trends in Agricultural Imports in the Context of Food Security, Committee on Commodity Problems. CCP 03/10.
- _____ (2005a). *The State of Food and Agriculture 2005: Agricultural trade and poverty - Can trade work for the poor?*
- _____ (2005b). *Voluntary Guidelines to Support the Progressive Realization of the Right to Adequate Food in the Context of National Food Security*.
- _____ (2007). *FAO: The Challenge of Renewal*. Report of the Independent

External Evaluation of the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO). C 2007/7A.1-Rev.1.

____ (2008a). *The Right to Food and the Impact of Liquid Biofuels (Agrofuels)*.

____ (2008b). *The State of Food and Agriculture 2008: Biofuels-prospects, risks and oppourtunities*.

____ (2009a). *The State of the Food Insecurity in the World 2009: Economic crises-impacts and lessons learned*.

____ (2009b). *The State of Agricultural Commodity Markets 2009*.

____ (2009c). *Guide on Legislating for the Right to Food*

____ (2010a). *The State of the Food Insecurity in the World 2010: Addressing food insecurity in protracted crises*.

____ (2010b). Responsible Governance of Land Tenure: An essential factor for the realization of the right to food. Land Tenure Working Paper 15.

____ (2011a). *The State of the Food Insecurity in the World 2011: How does international price volatility affect domestic economies and food security?*

____ (2011b). *Right to Food Making it Happen: Progress and Lessons Learned through Implementation*.

FAOSTAT. faostat.fao.org.

Fargione, Joseph, Jason Hill, Daivid Tilman, Stephen Polasky and Peter Hawthorne (2008). Land Clearing and the Biofuel Carbon Debt. *Sicence* Vol.319.

Food & Water Watch (2008). What's Behind the Global Food Crisis?: How trade policy undermined Africa's food self-sufficiency. www.foodandwaterwatch.org.

Friedmann, Harriet (1993). The Political Economy of Food: a Global Crisis. *New Left Review* No.197.

Golay, Christophe (2010). The Food Crisis and Food Security: Towards a New World Food Order? *Annual Review*. The Graduate Institute / Geneva.

GRAIN (2008). Making a killing from hunger: We need to overturn food policy. now! www.grain.org.

____ (2010). Global agribusiness: two decades of plunder. *Seedling*. July 2010.

-
- Guzman, Rosario Bella (2008). The Global Food Crisis: Hype and Reality. Special Release. People's Coalition on Food Sovereignty and Pesticide Action Network Asia and the Pacific. www.panap.net.
- Headey, Derek and Shenggen Fan (2010). Reflections on the Global Food Crisis: How Did It Happen? How It Hurt? And How Can We Prevent the Next One? International Food Policy Research Institute (IFPRI), www.ifpri.org.
- HLPE (2011a). Price volatility and food security. A report by the High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition.
- _____ (2011b). Land tenure and international investments in agriculture. A Report by the High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition.
- HLPE Homepage. www.fao.org/cfs/cfs-hlpe.
- HM Government (2010). The 2007/08 Agricultural Price Spikes: Causes and Policy Implications.
- Holt-Giménez, Eric (2008). The World Crisis: What's behind it and What we can do about it. Policy Brief No. 16. Institute for Food and Development Policy. www.foodfirst.org.
- _____ ed. (2011). *Food Movements Unite! Strategies to Transform Our Food Systems*. Food First Books.
- Human Rights Council (2007). Mandate of the Special Rapporteur on the right to food. Resolution 6/2.
- IAASTD (2009). *Agriculture at a Crossroads*. Island Press.
- International Land Coalition (2012). Land Rights and the Rush for Land www.landcoalition.org.
- Klein, Naomi (2008). *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*. Picador USA (幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く』岩波書店、2011年)
- McKeon, Nora (2009). *The United Nations and Civil Society: Legitimizing Global Governance - Whose Voice? Zed Books*.
- _____ (2011). Now's the Time to Make It Happen: The UN's Committee on Food Security, Eric Holt-Giménez, ed. *Food Movements Unite! Strategies to Transform Our Food Systems*. Food First Books.
- McMichael, Philip (2009). The World Food Crisis in Historical Perspective. *Monthly Review*. July-August 2009.
- Mitchell, Donald (2008). A Note on Rising Food Prices. World Bank Policy

-
- Research Working Paper No.4682.
- Mundubat (2010). The Reformed Committee on World Food Security. A Briefing Paper for Civil Society. www.mundubat.org.
- Oakland Institute (2008). The Blame Game: Who is Behind the World Food Price Crisis? Policy Brief. www.oaklandinstitute.org.
- OECD (2010). Measuring Aid to Agriculture. www.oecd.org.
- Pimbert, Michel (2010). *Towards Food Sovereignty: Reclaiming autonomous food systems*. IIED.
- Sagafi-nejad, Tagi (2008). *The UN and Transnational Corporations: From Code of Conduct to Global Compact*. Indiana University Press.
- Sen, Amartya (1981). *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*. Oxford University Press.
- Toussaint, Eric (2006). The Influence of the United States on the World Bank. www.cadtm.org.
- 馬橋憲男 (1999) 『国連と NGO—市民参加の歴史と課題』 有信堂。
- _____ (2011) 「飢餓と食料安全保障のガバナンス—『商品』か『人権』か」、*法学新報* 第 117 卷第 11・12 号。
- United Nations (2008). Comprehensive framework for action. Prepared by the High-level Task Force on the Global Food Crisis.
- _____ (2010). *MDG Gap Task Force Report 2010: The Global Partnership for Development at a Critical Juncture*.
- _____ (2011). *World Economic and Social Survey 2011: The Great Green Technological Transformation*.
- UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development) (2005). Tackling the Trend towards Market Concentration: the Case of the Agricultural Input Industry. UNCTAD/DITC/COM/2005/16.
- _____ (2008). Addressing the Global Food Crisis: Key trade, investment and commodity policies in ensuring sustainable food security and alleviating poverty. UNCTAD/OSG/2008/1.
- _____ (2011). Price Formation in Financialized Commodity Markets: The role of information. UNCTAD/GDS/2011/1.
- UNDP (United Nations Development Programme) (2002). *Human Development Report 2002: Deepening Democracy in a Fragmented World*. Oxford University Press (横田洋三・秋月弘子監修『UNDP 人間開発報告書—ガバナンスと人間開発』国際協力出版会、2002 年)。
- Via Campesina Homepage. viacampesina.org.

-
- Wahl, Peter (2009). Food Speculation: The Main Factor of the Price Bubble in 2008, *World Economy, Ecology & Development (WEED)*, www.weed-online.org.
- Windfuhr, Michael and Jennie Jonsén (2005). *Food Sovereignty: Towards democracy in localized food systems*. ITDG Publishing.
- World Bank (2007). *World Development Report 2008 : Agriculture for Development*. Oxford University Press.
- _____ (2010). Democratizing Development Economics. As Prepared for Delivery at Georgetown University, September 29, 2010.
- World Bank Homepage www.worldbank.org.
- Ziegler, Jean (2009). Peasant Farmers and the Right to Food: a History of Discrimination and Exploitation. A/HRC/AC/3/CRP.5.
- Ziegler, Jean, Christophe Golay, Claire Mahon and Sally-Anne Way (2011). *The Fight for the Right to Food: Lessons learned*. Palgrave Macmillan.